

事務連絡
令和5年5月2日

公益社団法人東京都医師会
理事（疾病対策担当） 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

感染症発生動向調査における新型コロナウイルス感染症の
報告方法の変更について（依頼）

平素より都の保健医療施策に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の類型が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）に規定される5類感染症に変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症が同法第14条に規定される定点報告対象疾患に追加されます。

変更後は、令和5年4月27日付事務連絡「感染症発生動向調査における新型コロナウイルス感染症の報告方法の変更に伴う事前準備について（依頼）」で依頼のとおり、既に内科定点・小児科定点として指定している医療機関から、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下、「COVID-19」という。）と診断した患者等の数を週単位で集計し、御報告いただくこととなります。

つきましては、新しい患者報告の実施方法等に関し下記のとおりまとめましたので、貴会員及び都内内科定点、小児科定点に改めて御周知の上、各定点医療機関での適正な報告に関し、御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 類型変更日

令和5年5月8日（月曜日）

2 変更後の報告方法

（1）報告実施医療機関

都内内科定点・小児科定点

（2）報告内容

COVID-19と診断した患者等について年代別、性別ごとに週単位で集計した数字を報告。

(3) 報告方法

ア 上記2(2)で集計した数字を、翌週、管轄保健所の定める期日までに週報として報告する。

イ 報告には、以下のいずれかを用いる。

(ア) 感染症サーベイランスシステムへの直接入力

(イ) 管轄保健所への FAX による報告

(4) 集計開始週

令和5年第19週(令和5年5月8日から同年5月14日まで)

※ 報告作業は翌週から開始となる。

3 届出基準

(1) 臨床的特徴

臨床的な特徴としては、潜伏期間は1～10日(通常2～4日)である。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

(2) 診断基準

ア 患者(確定例)

(1)の臨床的特徴を有する者について、以下の表に掲げる検査方法により、当該者をCOVID-19と診断した場合又は発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、COVID-19であることが確定したものと同居(飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者)しており、医師が総合的に判断した結果、COVID-19と臨床的に診断する場合

イ 感染症死亡者の死体

臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、COVID-19が疑われ、COVID-19により死亡したと判断した場合

【検査方法】

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液
検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料
抗原定性検査による病原体の抗原の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液
抗原定量検査による病原体の抗原の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液

4 添付資料

- (1) 感染症サーベイランスシステム入力マニュアル (抜粋)
- (2) 患者定点マニュアル (内科・小児科)
- (3) 都報告様式 (FAX による報告を想定)

5 備考

- (1) 東京都感染症発生動向調査事業実施要綱 (平成 12 年 3 月 30 日 11 衛福結第 680 号) の改正については、別途通知いたします。
- (2) 病原体定点における、COVID-19 の病原体サーベイランスについては、今後、厚生科学審議会感染症部会において検討される予定となっております。方針決定次第、別途連絡いたします。

【担当】

東京都福祉保健局感染症対策部
防疫・情報管理課 防疫担当
電話 03-5320-4088